

第13回 規制改革推進会議終了後記者会見
議事概要

1. 日時 : 令和4年5月27日(金) 13:00~13:42
2. 場所 : 合同庁舎8号館1階S101・103会見室
3. 出席者 :
(委員) 夏野剛議長、大槻奈那議長代理、岩下直行、佐藤主光
(事務局) 辻規制改革推進室次長

○辻次長 それでは、時間になりましたので、今日の規制改革推進会議についての記者ブリーフィングを始めさせていただきます。

本日、進行させていただきます規制室次長の辻でございます。

今日は、ここに規制改革推進会議の夏野議長にお越しいただいているほか、オンラインで、議長代理の大槻委員、地域産業活性化ワーキング・グループの岩下委員、医療・介護・感染症対策ワーキング・グループの佐藤委員にも御参加をいただいております、後ほど一言コメントを頂くことを予定しております。

それでは、初めに夏野議長、お願いします。

○夏野議長 よろしくお願いたします。

本日、規制改革推進会議を開催いたしまして、『規制改革推進に関する答申』を決定させていただきました。政府への答申の提出については事務的に行わせていただきますが、総理への御報告は次回開催されるデジタル臨時行政調査会において、私も構成員をさせていただきますので、その席で総理にも御報告をさせていただく予定にしております。

まずは、答申の概要について、事務方から御説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○辻次長 それでは、今日決定いたしました答申の概要について御説明させていただきます。お手元の資料の143、144ページを御覧いただければと思います。

今日おまとめいただいた答申は、143ページの真ん中のところにありますけれども、医療・介護・感染症対策、スタートアップ・イノベーション、人への投資、地域産業活性化、デジタル基盤、この5つの重点分野ごとにワーキング・グループで検討し、実施事項を取りまとめたいただきましたけれども、その前に、各重点分野にまたがる横断的な課題について新たな取組をしております。これが答申の一つのポイントでございます。

一つ目が、学歴等で差を設けております資格要件の見直しということでございます。ここにあるように、建設業の技術者、水道・下水道の技術者、SaMD開発の管理者が、実務経験を何年以上やると責任者になれるよということが定められているのですが、それについて学歴で差が設けられているのが本当にいいのかと。そこに無駄に長い時間が設定され

ているので、担い手が不足しているのではないかと。そういう問題意識でここに切り込んでいるというのが一つ目でございます。

二つ目、ローカルルールの見直しということで、注で書いていますけれども、法令で定まっている各種様式について、その様式とか解釈・運用が自治体によって違うところがあって、いろいろな自治体で事業をやっている事業者さんの負担になっているということでございまして、そこに書いてある介護分野を筆頭に、それについてローカルルールを見直すということを取り組んでおります。

三つ目が、規制改革関連制度の連携ということで、我々、規制改革推進会議のほかに、国家戦略特区だったり、デジタル臨調だったり、いろいろ規制改革に取り組んでいる政府関係の会議体がいっぱいあるわけですが、そこが利用者からすると若干分かりにくいという話もありますので、ここについて、より連携を強化していくべきだという御提言を頂いているということでございます。これが一つの売りでございます。

以下、重点分野ごとに主要なものを取りまとめております。

医療・介護・感染症対策では、オンライン診療とか、それから一般用医薬品についてコンビニで売る際に様々な規制が掛かっているわけですが、それについての緩和をする、そういった形で、在宅で受診・健康管理ができるようにしようとか、それから、医療・介護職の人たちに持てる力を最大限発揮していただくために、例えば調剤業務の機械的な作業については一部外部委託を可能にする方向で検討しようとか、介護について、先進的な事業者がICT技術等を使ってやる場合に配置基準を柔軟化しよう、そういった議論をしていただきました。

二番目、スタートアップ・イノベーションでございます。法人の設立に当たっての公証人の定款認証があるわけですが、これが円滑な起業を阻害していると、長年にわたって言われてまいりましたけれども、なかなか切り込めなかった分野でございますが、今回、きちんと実態調査を行った上で、デジタル原則を踏まえて負担軽減策を検討し、措置をするというところを明記していただきました。

それから、今後の成長のシーズになってくる電波・放送制度についても、長年これも取り組んできた課題でございますが、検討の道筋をつけておりますし、ラストワンマイルという物流のボトルネックになっている分野についても措置を実施しております。

次に、144ページ、「人」への投資の分野でございます。ここについても、教育の面で外部人材の活用や大学設置基準の見直し、子供の貧困対策ということで課題になっております。養育費の確保、柔軟な働き方の実現、こういうところについて措置をおまとめいただいております。

四番目、地域産業活性化でございます。地域の重要な産業であります観光の関連では、民泊推進に向けて住宅宿泊管理業の担い手の拡大、こういうものの具体的な方策の検討を盛り込んでいただきましたし、水産業に関しては改正漁業法の資源管理についての措置、そういったものを盛り込んでおります。デジタル基盤につきましては、5G普及拡大のた

めの規制緩和とか、これも長年の課題でした司法分野のデジタル化について、刑事手続のデジタル化の法案提出について令和5年度を視野と、こういうところを盛り込んでおります。

右下に、「再エネTFにおける取組」と書かせていただいております。これは、規制改革推進会議とは別に、牧島大臣の下のタスクフォースで再エネ関係の規制改革を検討しております。これについては答申には書いていないのですが、この後に閣議決定されます『規制改革実施計画』等では一緒に入ってくる話ですので、ここで併せて紹介させていただきます。

三つほど書いていますけれども、一番大きな話はリチウムイオン蓄電池の消防法の見直しというものでございます。

この実施事項について、もう1枚資料を用意しております。資料の最初に出ているオレンジ色の紙でございますが、今申し上げた主要な事項について、ちょっと切り口を変えて整理をしたものでございます。

例えば、今申し上げたリチウムイオン蓄電池の話は、電気自動車の国際競争力の強化につながるものでございますし、著作権制度の見直しなんかは、ユーザー側の二次利用をして作るコンテンツなんかを使いやすくするという話で、これも試算だと1.4兆円ぐらいの市場規模があるという話で、これから日本経済を成長させていく上での大きなフロンティアをつくる規制の見直しだと思っております。

二番目、専門能力の発揮とか、地方での人手不足への対応に資するような規制改革ということでは、例えば最初に申し上げた資格要件の見直しなんかは、なかなか技術者になれなくて進まないとか、民泊なりラストワンマイルなんかもボトルネックになっているのが担い手不足ですので、こういうところを切り込んでいこうというものでございます。

それから、医療で紹介したオンライン診療やコンビニでの医薬品の販売などについては、東京にいるとなかなか分からないですが、地方にいると、優秀なお医者さんにかかれなとか、夜中に開いているお店がなくて薬が買えないみたいな、そういう地方ならではの課題に切り込んで、国民の生活を改善していく、こういうものにつながる規制改革だと思っております。

最後の四つ目のところに書いていますのは、私ども長年にわたって取り組んできたけれども、なかなか実現しなかった、いわゆる岩盤規制のようなものでございますが、公証人の定款認証の見直しの話や電波オークションみたいな話、こういったものも今回道筋をつけられたら、非常に大きな話なのではないかと思っております。

私からの説明は以上でございます。

それでは、最初に御紹介したとおり、オンラインで入っています委員の皆様からも一言御所見をお願いしたいと思います。最初に大槻議長代理をお願いして、その後、岩下さん、佐藤さんの順で御発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○大槻議長代理 大槻です。皆さんありがとうございます。

今回、辻次長から御説明があったとおり、これまで以上の切り込みができたのかなと考えております。これは、今期だけ頑張ったというだけではなくて、当然、これまで連綿と議論を続けてきたということ、それから、省庁の皆さん、現場の皆さんと共通の危機意識がよい形で醸成できた結果なのだろうなと思います。しかし、今期の最後の方に、ウクライナ、高いインフレ率等これまでとは異なる次元の危機が発生してしまったことから、我々規制改革推進会議の方も次元の違う危機感で今後も臨まなければいけないのかと考えております。

私が担当している分野としては、今期については、横断的なところでございますけれども、例えば労働の関係で、資格要件についてはまだまだこれからのところがあると思います。教育のところではいきますと、オンラインということの位置付け、教育面もそうですし、施設・設備等も含めてこれからますます取り組んでいきたいと思っておりますし、いわゆる岩盤と言われる部分につきましても、それがこうした転換点の日本の経済運営等を阻害するのであれば、これまで以上に積極的に議論していきたいと考えております。

以上です。

○辻次長 岩下さん、お願いします。

○岩下委員 岩下でございます。

私は、地域産業活性化ワーキング・グループの座長を務めておりますほか、デジタル基盤等に関するワーキングに参加しております。この観点から若干の所見を申し上げます。

地域産業活性化ワーキング・グループでは、地域の重要な産業ということで、主に農林水産業における議論が規制改革の議論の中でかなり多くの割合を占めました。それらの中では、かなりの進展が見られたと私は考えております。

具体的には、先ほどの資料の例示の中にもございましたが、農地の違反転用という問題がございました。これは、多分皆さんも心を痛めていらっしゃるのだと思うのですが、せっかくの日本の貴重な資源である農地が産業廃棄物の捨て場であるとか様々な違法なことに利用されている問題を何とか取り締まりたいと、各地の農業委員会が頑張っておりますけれども、それだけでは十分ではないということ踏まえて、各関係省庁が横断的に制度を連携させて違反転用を撲滅していくということの具体的な措置が採られることになった。これを、関係省庁と農水省さんに集まっていただいて、みんなで頑張っていこうということも多く省庁と合意をさせていただきました。こういった議論が行われたことは、日本の農業の将来を考える上でも非常に大事だと考えております。

同じようなことが水産業においても幾つか、例えば焼津の漁協において盗難事件が発生するといった形の様々な世を騒がせた問題がございましたが、そういう問題についても一個一個取り上げつつ、そういうことが起こっている根っこの原因は何なのか、そこに古い規制であるとか、あるいは農漁協に対する監督が十分でない部分があるのではないとか、そういうことも含めて様々な議論を行った上で、その問題に限らず、そこから発生した様々な論点について、より日本の農林水産業を発展させていくためにどうすればいいかという

ことを議論させていただきました。

ちょうど大槻議長代理からもお話があったとおり、今大きな変化が生まれています。とりわけ、円安、資源及び農産物価格の高騰、あるいはウッドショックなど、1次産業を取り巻く状況は物すごく変わっているのです。ところが、規制の方が十年一日になっていまずと、世の中の変化に対応できません。

今、そういう変化は一部危機の部分もありますが、逆に例えばウッドショックなんかですと林業にとっては大きなチャンスでもあるので、このチャンスを上手にいかすためにも、古い規制のままではなくて、新しいチャレンジができるような仕組みにしていこうということが大きな視点になりました。

同じようなことがデジタルの分野でもありまして、デジタルは昨年印鑑の廃止をしたということでいろいろと注目を集めたわけですが、今年はそれに続いて、デジタル申請をより進めていくということについて実際の数値的な実証もできましたし、これについて各省庁及び自治体が熱心に取り組んでおられます。

ただ、実際の具体的な進め方についてはいろいろと問題がありますので、そういう問題についても省庁横断的にデジタル庁や関連する諸団体と調整しながら、規制改革推進会議でも個別の案件をきっちり対応していくということで話が進められたと思います。

まだまだやることはいっぱいありますので、来期以降も頑張っていきたいと思っております。

私からは以上です。

○佐藤委員 では、私の方から。医療・介護・感染症対策ワーキング・グループの座長を務めました一橋大学の佐藤です。

今回は、オンライン診療を始め、従来、岩盤規制と言われがちな医療・介護の分野においても幾つか重大な進展があったかと思えます。

医療・介護をめぐる環境も大きく変わっております。一つは、人手不足ということになります。人手不足だからこそ、人を最大限いかすような形で規制を見直していく、人をいかす環境整備を進めていくことが求められていると思えます。

その一つが、例えば多職種の職員の方々の医療行為はどこまでできるのかということ、もちろん安全性と有効性を前提にはありますけれども、介護職員の方々により積極的に役割を果たしてもらえないかということ。それから、対人業務へのシフトというの、薬剤師にも求められていることでありまして、これは厚労省でもそういう方針を固めています。したがって、薬剤師の方々にもっと活躍の場を広げてもらえないか、そういうこともあるわけです。これによって、なかなか人材を確保できないという中において、今いる人々を最大限いかしていく、そういう体制を整えていきたいということになります。

そのためにも、ここでも今回出ていますけれども、例えば外注です。薬剤師の方々が対人業務を充実させるためには、調剤業務の一部を外注することによって定型的な業務はできるだけ切り離していくということが求められているのかなと思えます。これがなかなか

今厳しいところでありますが、積極的に進めていく案件かと思えます。

もう一つはDX化でありまして、このDX化の阻害要因になっているのが、冒頭に出てきました、共通課題として挙げられているローカルルールであるわけです。介護施設なんかでは自治体ごとに報告する書式が違ふとか、こういった問題もあるわけです。したがって、こういうローカルルールを排除して、手続の標準化、簡素化を進めていくことが、介護・医療の分野の中でのDX化を進めていく上での一つの起爆剤になるのではないかと思います。

また、SaMDを始め、新たなデジタル医療機器が生まれています。しかし、その開発者はこれまでの伝統的な医療関係者ではないですね。通信事業者、IT事業者だったりするわけです。こういう新規の事業者の方々の参入、彼らの知見をいかすという視点も必要かなと思います。そのためにも、比較的彼らが活動しやすいような形で規制を見直していくことが求められると思います。

ややもすると医療・介護ですと安全性、有効性というのを前面に出して、結局それをどうやって担保するかというと、あれをやるな、これをやるなと、やらせないことによって安全性と有効性を担保するという嫌いがあります。

しかし、そうではなく、原則いろいろなことを試させてみて、事後規制という形になりますが、後で安全性、有効性をちゃんとチェックしますよ、そういう体制、事後規制の方への転換が大きな流れとして求められているのかなと思います。

私からは以上です。ありがとうございました。

○夏野議長 では、私の方からも一言申し上げたいと思います。

規制改革は大変な議論が行われ、各ワーキング・グループの議事録が公開されていますので、もしよろしければちょっと御覧いただくと、どのワーキングとは言いませんけれども、こんな話をまだしているのかということがそこに書かれていますので、是非御覧いただければと思います。

振り返ってみると、コロナで我々、いろいろなことが露呈したと思うのですね。例えばデジタル化が進んでいないとか、もっと便利にできるはずなのにそういうことができないとか、役所に行かなければいけないとか、対面でないと許されないのにマスクをして怖いとか、いろいろな問題がコロナ禍で露呈したことが、今回、各省庁の皆さんの危機意識にもつながって、これだけのいろいろな項目の改革が進んだのかなと私も思っております。

翻ってみていただくと、デジタルとかITが出てきたのは1996年ぐらいなのですね。1996年の日本のGDPとコロナ直前の2019年の日本のGDPを比べていただくと、実は名目値でわずか4%しか成長していないのです。テクノロジーがこれだけ変わったのに、1996年というのは携帯もありませんし、PCも1人1台でもないし、グーグルは98年ですからインターネットで情報の検索もできない。そんな時代と比べて生産性がほとんど変わっていない、GDPは4%しか成長していないということは一体何なのだとこのところから私はこの規制の問題を捉えています。

つまり、どういうことかということ、もう皆さんテクノロジーは手にしているわけです。

アメリカと同じようなテクノロジーが全部あります。ヨーロッパと同じようなテクノロジーがあります。しかし、規制だけではありませんが、会社の制度とかも含めた、規制を始めとした人の側の仕組みというものを変えないと、そのテクノロジーがうまく使えないということなのですね。

ちなみに、新しいテクノロジーが出てきたときに、日本は事前規制の様相が強いので、そのテクノロジーの社会実装がトライできないということがあります。一方で、欧米の国においてはどんどん社会に実装されて、先ほどワーキング・グループの佐藤座長からもお話があったように、問題が起こってから規制をつくっていくというアプローチを採っていますので、1996年と2019年のGDPは、アメリカは165%成長しています。イギリスは99.8%成長しています。アメリカは経済規模が2.6倍、イギリスは経済規模が2倍になっているということです。これは何が違いかということ、デジタルとかテクノロジーの進化に合わせて人の側の仕組みをきちんと変えられたか、変えられていないかに尽きると思います。

規制だけではありません。例えば、会社の組織の話とか、民間も同じように、いろいろあるのですけれども、今この技術があればもう対面は必要ないでしょうというものは対面をなくす、これは人の側の仕組みですので、そういったことの積み重ねが日本をもう一回成長させる大きな契機になると思っております。

今回も思いましたが、人間の側の仕組みはつくったらすぐに陳腐化が始まります。それはテクノロジーが進化したり、社会環境が変化するからだと思います。そういう意味では、政府の中にこのような規制改革をミッションとする組織があり、そして、常にこの規制というもの、制度というものを見直していくということが非常に大切になるだろう、これからますます大切になるだろうと思っております。

日本は今まで全く成長していないわけですから、逆に言うと、現代のテクノロジーに合わせて制度、仕組みをきちんといじれば、ほかにもいじらなければいけないことはビジネスの慣習も含めてたくさんありますが、きちんといじれば100%成長できる可能性があるということのを他の国が示してくれているわけですね。

ということで、日本の競争力は20年前、30年前と比べるとかなり落ちたと言われておりますけれども、まだまだ世界第3位の経済大国で、我々ができることはたくさんあると思いますので、不断の規制改革に取り組んでいきたいと思っております。

今回、特に学歴要件を始めとした長年手を着けられなかったようなものとか、失業の認定のデジタル化、あるいは司法制度、先日、民事訴訟についてのデジタル化が法制化されまして、これは昨年度の答申でやったものです。今回は刑事の方のデジタル化についてもやっています。そういうように、長年にわたって全く変わってこなかったことが今回はたくさん入っておりますので。これが全てではありませんで、これから先、まだまだ変えなければいけない、あるいは時代遅れの規制・制度がいっぱいありますので、今後も鋭意取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○辻次長 ありがとうございます。

それでは、皆様との質疑応答に移りたいと思います。御質問のある方は挙手いただいて、お名前と御所属をおっしゃってから御質問いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○記者 NHKの岩澤と申します。

一点確認ですけれども、昨日1時間事前ブリーフをしていただきましたけれども、その内容から資料の内容も含めて変更点は何かありますでしょうか。

○辻次長 昨日のブリーフの内容から変わってございません。

○記者 規制の項目数も331でお変わりないでしょうか。

○辻次長 変わっておりません。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○辻次長 ほかに。

○記者 ありがとうございます。教育新聞の佐野と申します。学校の先生が読む新聞です。

ここの、人への投資の中で、について、夏野議長に伺いたいと思っているんですけれども。人への投資の中で、その、外部人材を小学校・中学校・高校の学校現場に入れるっていうの、これ議論分かるし今まで学校の側がそれを受け入れないということはもちろん規制としてあったんですけども、まあ、この答申を読むと、結局、民間企業の人が入ることが、そもそも規制されていないけれども進んでいないと。で、ただ一方で、あの、取材して非常に気になるのがですね、民間企業にとって、たとえば大学であれば、それが収益とかですね利益につながりやすい、ビジネスにつながりやすいので、大学に入っているというですねインセンティブは働くと思うんですけれども、小学校・中学校・高校ってなると直接の利益になかなかかなりにくいし、しかもいわゆる準公共の分野っていうのは、そもそもお金を払って人に来てもらうという感じじゃなくて、そういう学校現場に来てもらう人にほとんど交通費程度しか払う習慣がなかったりするので、なんとかひたすらそこはボランティア精神に依存するようなどころがあると思うんですが、そういうところで、民間の方が学校現場に行くというインセンティブが働くというふうにお考えでしょうか。

○夏野議長 これは非常に難しい議論だと思うのですが、民間の力をもっと教育の現場に入れていこうというお話については、既に、例えば規制改革推進会議の委員の一人である本城委員は、一回ビジネスで成功された後に学校を創るということで参入されているわけですね。つまり、教育に参入されたい方、あるいは教育をやってみたいという方は、必ずしも経済インセンティブだけでやっているわけではなくて、教員の資格はないけれどもコンピューターを教えたいとか、私もN校というのを理事でやっておりますけれども、お金とは関係ない動機で教育に携わりたいという人はたくさんいて、それが大学で教職を取ったということがない限り、教育の現場にはなかなか立ちにくいということが現実としてあるので、そこから緩和していこうということでございます。

将来的には、教員免許そのものはどうなのだというのも当然のことながら議論していくべきだと思いますけれども、取りあえずは民間活用というのが、特に英語教員とかコンピューター教員を始めとして既に始まっているわけですが、規模としてスケールアップしていないことから、障害を取り除いていきたいということでございます。

○辻次長 ほかに御質問はありますか。

○記者 読売新聞医療部の米山と申します。ありがとうございます。

夏野議長に二点ほどお伺いします。医療・介護分野に注目しているのですが、その中で、テーマとして、国民の利便性、患者の利便性が上がることが期待されると思うのですが、その視点で今回の規制改革が実施されることへの期待のコメントと申しますか、一言いただきたいのが一点。

もう一つが、これは全般についてですが、項目が並んでも、関係省庁なり団体の抵抗に遭って、実際の制度に組み込まれるときには骨抜きになることが時折あると思うのですが、そういったことがないようにしてほしいという思いを教えてくださいませんか。

○夏野議長 まず、医療については、これも是非議事録を御覧いただくと面白い議論がいっぱいされておりますが、やはり危険性というものと規制というものがセットになっているわけです。危険性というか安全性ですね。安全性を担保するために規制をつくっているのですが、そもそもそんなに危険なのかというところにまで網が掛かっている項目がたくさんありました。

例えば、コンビニで一般の薬を売ることに関して、間違えて渡してしまうリスクがあるのではないかという議論がすごくされるのですね。だから、コンビニで受渡しをするのも薬剤師の資格を持っている方でないといけないというわけですが、今の世の中、例えばたばこがいっぱい並んでいるのですが、あれを間違えて渡すことはほとんどコンビニの現場ではないわけですね。これは処方薬ではなくて一般大衆薬ですよ。つまり、一般の商品と一般の大衆薬に関しては、恐らく物流の世界では同じだと思うのです。こういった物流の世界では同じような、つまり、危険性のリスクはもはや存在していないにもかかわらず、コンビニでは駄目で、薬局でないと渡せない。こういった項目がこの件にかかわらず、たくさんあるわけです。たくさんあるものを現代の世の中に合わせて少しずつ緩和していくのは、間違いなく利便性は高いです。薬局さんは開いている時間が限られていますが、コンビニは全部開いていますから、夜に熱を出して熱冷ましを欲しいと思ったときに、開いてなかったら手に入らないとか、そういうことも含めて、これは明らかに利便性が上がる。

ほかにも、対面が必要、対面が必要でないとか、処方薬の処方箋をどうやって扱うとか、そういったところにおいても明らかに便利になることについてはどんどんやっていきましょうということを議論してきたということで、今回はかなり分かりやすいのかなと。

もう一点のちゃんと実行できるのですかという御質問です。実は規制改革推進会議の答

申というのは、この答申をした後に政府で閣議決定をされます。閣議決定というのは何かというと、この答申が『規制改革実施計画』としてそのまま閣議決定されるわけですが、この閣議決定には所管の大臣がみんなサインをするわけです。

どういうことかということ、単に我々がこうしてほしいということだけをただ書いていただけではなくて、事務局が中心となって担当の官庁と、これぐらい書き込んでいいですよというのを、全部安堵を取った結果がこれです。なので、基本的にここに書いてあることは実現への道筋が立っているものばかりと解釈していただいて結構です。ですから、本当はもっとやりかたのものもたくさんありますが、所管官庁も納得できる範囲のことがここに書いてございます。

ただ、それにおいても、実際に実施しようとする、また実際に法制度の改革をやろうとすると、いろいろと骨抜きになるのではないかなというふうなおそれもありますので、そういうものについては、ここに書いていないもので、昨年、一昨年に閣議決定されているものについてはフォローアップ事項として会議の中で取り上げていまして、我々から伝家の宝刀というか、閣議決定違反ですよというのが一番大きな我々の武器なので、そちらもきっちりやらせていただきたいと思います。

○記者 ありがとうございます。

○辻次長 ほかにありますか。

○記者 日本農業新聞の柘本といいます。

地域産業活性化の関係で一点伺いたいのですが、個別の項目で恐縮ですが、農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化というのがあると思うのですが、これは去年からある項目だと思っていまして、去年と書きぶりが若干変わっているところがあると思っております。食料安全保障を念頭に懸念を払拭するということが新しく入っていて、食料安保に触れた意味合いというか、その辺を教えてくださいませんか。

○辻次長 それでは、担当の川村参事官から。

○川村参事官 農水産業分野の担当の参事官をしております、川村と申します。

今回、昨年の6月の答申・実施計画から昨年の年末にかけて農水省の方でも検討していただいて、そういった取組のことが12月の中間取りまとめの記述に追加されております。

そして、年が明けまして、私どもがお伺いしているところによりますと、農協の現場とか、そういったところでも食料安全保障に関する意識が高まってきたということもお伺いしてまして、そういったことも踏まえた形でアップデートした記載内容という形にさせていただいているところでございます。

○記者 この項目と食料安保とどう関連するのでしょうか。食料安全保障を念頭に懸念を払拭するということですが、食料安保上、何か懸念があるということなのでしょうか。

○川村参事官 食料安保を実現しないといけないということを農村の現場でもお考えいた

だいているということなので、そういったことも踏まえてという内容でございます。

○辻次長 よろしいですか。

それでは、ほかに御質問がある方。

○記者 朝日新聞の北川と申します。

夏野議長にお伺いしたいのですけれども、岸田政権になってから初めての答申ということになるかと思えます。前の菅内閣から規制などの分野で、政権の立ち位置といいますか、考え方がどのように変わってきたのかという点について感じられるような部分があればお伺いできますでしょうか。

○夏野議長 ありがとうございます。

最初に私が規制改革推進会議の委員になったのは安倍政権のときですけれども、そういう意味では3政権でずっと規制改革をやらせていただいている感想としましては、今、岸田政権下の規制改革は、規制改革という側面にとどまることなく、日本全体のアップデートの中に規制改革が組み込まれていると感じております。

特に私、デジタル臨調の方も委員をやっておりますし、デジタル庁のデジタル社会構想会議の委員もやらせていただいているのですけれども、結局、規制改革というのは一つの側面で、もう一つの大きな側面は、官も民も含めたデジタル社会をどれだけ普及させていくか。これは規制がないものも含めて、例えば行政手続のデジタル化をどうするか、マイナンバーをどうするか。

先ほど私、日本の成長率が低い一つに規制というものを挙げましたが、実は規制だけではなくて、デジタルテクノロジーを、例えば行政にきちんと入れているか、入っていないか、こういうことも国の競争力に関係があるわけです。

そういう意味では、規制改革会議とデジタル臨調、デジタル庁のデジタル社会構想会議、あとは委員としては入っていませんけれども、行政改革、この辺が全部セットにならないと日本社会のアップデートはできないという意味でいうと、今回これだけの件数、331件が規制改革できるようになったという背景には、オール内閣で日本社会のアップデートというモメンタムが出ていることが規制改革に関してもかなりの追い風になっていると感じております。

総理が規制改革という言葉あまり発しないという報道もありましたが、じかにやっていく立場としては、今すごく追い風で、力をいただいていると感じております。

○辻次長 ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

オンラインで入っておられる委員の方々、追加でおっしゃりたいことはございますでしょうか。よろしいですか。

○夏野議長 最後に一言。

まだまだたくさんあると思っております。今回はこれだけやりましたということでこのようにお話しさせていただいておりますが、もっと大きい案件とか、まだ我々が見ていない案件も含めるとまだまだあると思っております。

そういう意味では、メディアの皆さんも、日本社会の中でまだこんなことをやっているのかというのは是非どんどん御指摘いただいて、先日も某新聞社さんの記事で、そこはいけれども、もっとここはやれと、これは叱咤激励だと感じております。そういう意味では、皆さんの方からも追い風をいただいて、更なる規制改革、これは社会のアップデートという文脈での規制改革に取り組んでいきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○辻次長 ありがとうございます。

それでは、規制改革推進会議の事後記者ブリーフィングを終わらせていただきます。ありがとうございます。

○夏野議長 皆さん、ありがとうございます。